

知っておこう！第三者行為求償について

交通事故等の治療で国保を使用した場合は届出が義務化されています

Q. 交通事故の治療をする場合、国民健康保険(国保)は使えるの？

A. 交通事故等による第三者の行為が原因で怪我をしたしまった場合、**治療費は相手方(加害者)が負担することが原則**です。
しかし、実際に相手方(加害者)から支払いが行われるまでには、時間がかかってしまうことが多く、必要な支払いに困ってしまうケースがあります。
このような場合、国保を使用できる仕組みがあります。

Q. 国保を使用する場合、どのような手続き等が必要なの？

A. 市町村の国保窓口で届出を提出する必要があります。

第三者行為について、保険者(市町村等)は、被保険者(被害者)からの届出を受けて国保使用(保険給付)を把握することができます。
必要書類については、お住まいの市町村等にご相談ください。

○第三者行為求償についてもっと詳しく！

第三者行為の治療費について国保を使用する場合、本来、相手方(加害者)が負担すべき治療費を国保の保険者(市町村等)が一時的に立て替える状態となります。

そして、保険者(市町村等)の治療費立替分に関しては、保険者(市町村等)から相手方(加害者)へ負担を求めることになります。

この保険者(市町村等)から相手方(加害者)へ負担を求める行為(損害賠償請求)を「第三者行為求償」といいます。

国民健康保険等を使って治療を受けるときの流れ 〈例:患者負担分3割の場合〉

